

令和8年2月定例会徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議録

徳島県後期高齢者医療広域連合告示第2号

令和8年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月30日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 遠 藤 彰 良

- 1 期日 令和8年2月13日
- 2 場所 徳島市川内町平石若松78番地1  
徳島県国保会館3階研修室

令和8年2月13日（金） 午後2時30分開議

出席議員（20名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 齋藤智彦   | 2番 武知浩之  |
| 3番 泉理彦    | 4番 松下大生  |
| 5番 幸坂孝則   | 6番 原井敬   |
| 9番 伊丹征治   | 11番 花本靖  |
| 13番 小林智仁  | 14番 高橋義英 |
| 16番 影治信良  | 17番 枅富治  |
| 18番 木内正和  | 19番 米田利彦 |
| 20番 羽坂登志馬 | 21番 鳥海典昭 |
| 22番 東根弘幸  | 23番 安田孝子 |
| 24番 小野誠治  | 25番 松浦敬治 |

欠席議員（4名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 7番 町田寿人  | 8番 川西仁   |
| 12番 岩城福治 | 15番 橋本浩志 |

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	遠藤彰良	副広域連合長	岩佐義弘
代表監査委員	野田智史	事務局長	高島浩規
総務課長	村部雅代	事業課長	山越輝将
事業課課長補佐	高田佳幸	事業課主査兼係長	吉野さおり

職務のため出席した者の職氏名

書記	眞島優子	書記	松浦賢一
書記	柿内朋子	総務課事務主任	窪田優樹

## 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 副議長の選挙について
- 第5 議案第1号 令和8年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
議案第2号 令和8年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算  
議案第3号 令和7年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第3号）  
議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正  
について  
議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
改正について
- 第6 同意第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第7 同意第2号 徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

## 会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時30分 開会

○議長（齋藤智彦君）ただいまから、令和8年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の挨拶があります。

○広域連合長（遠藤彰良君）本日ここに、令和8年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、日頃より本広域連合の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

少子・高齢化や人口減少の進行等により、我が国の社会保障制度を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。

さらに、令和8年度から、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が開始されます。

一方、昨年には、団塊世代の皆様が全て75歳以上となり、後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和7年9月の速報値ではございますが、2,054万3千人となっており、前年度と比べ45万1千人、2.2%増加しております。

また、令和6年度の医療費は、19兆4,830億円となっており、前年度と比べ6,848億円、3.6%増加しております。

このような状況を踏まえ、国においては、持続可能な社会保障制度を構築するため、OTC類似薬を含む薬剤の自己負担の見直しや、高額な医療費となる場合の患者負担上限を設ける高額療養費制度の段階的な見直しなどを決定しております。

こうした改正により、国は、医療給付費等が削減され、保険料軽減効果が生じると試算しております。

また、高齢者の皆様が健康を維持し、社会の担い手として長く活躍することが、医療費増加を抑制する主な要因になり得ると考えており、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な健康課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、本広域連合におきましても、県内全ての市町村と協力し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行っております。

今後も引き続き、市町村や関係機関と連携し、高齢者保健事業等に取り組んでまいります。

本日の定例会には、人事議案2件、予算議案3件、条例議案2件を提出いたしております。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤智彦君）これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員の辞職について御報告申し上げます。

鳴門市の泉理彦議員、阿南市の湯浅隆浩議員、勝浦町の野上武典議員、神山町の白土義信議員、美波町の影治信良議員、板野町の水口昭彦議員、上板町の坂東泰幸議員、つるぎ町の谷川真二議員、以上、8名の方が、閉会中に任期満了等により辞職されております。

ここに、改めまして、辞職されました議員の皆様の御尽力に対し感謝申し上げ、御報告とさせていただきます。

次に、このほど鳴門市議会議長、阿南市議会議長、神山町議会議長、美波町議会議長、板野町議会議長、上板町議会議長、つるぎ町議会議長から、広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、昨年8月から本年1月までに実施した例月出納検査及び監査の結果について、議長あてに、報告書が提出されております。

以上、御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

なお、本日の会議に欠席の届け出のありました方は、7番町田寿人君、8番川西仁君、12番岩城福治君、15番橋本浩志君、以上であります。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、6番原井敬君、17番柘富治君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1日といたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日と決定いたしました。

次に、日程第3、新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび、本広域連合議会議員に新たに選出された方は、鳴門市から泉理彦君、阿南市から幸坂孝則君、神山町から高橋義英君、美波町から影治信良君、板野町から東根弘幸君、上板町から安田孝子君、つるぎ町から小野誠治君、以上であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま、御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に影治信良君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました影治信良君を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、影治信良君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました影治信良君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました影治信良君から御挨拶があります。影治信良君。

○副議長（影治信良君）ただいま、議員各位より御推挙を賜り、広域連合議会副議長に就くことになりました、美波町の影治信良でございます。

議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めて参りたいと考えております。

今後とも、皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤智彦君）次に、日程第5、議案第1号から議案第5号までを、一括して議題といたします。

以上5件の提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高島浩規君）議案第1号から議案第5号までについて、順次御説明いたします。

恐れ入りますが、資料①の予算議案の3ページをお願いいたします。

議案第1号、令和8年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億6,583万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金、1億5,300万円、款2国庫支出金、項1国庫補助金、14万円、款3財産収入、項1財産運用収入、20万8千円、款4繰入金、項1基金繰入金、1,248万1千円、款5諸収入、項1雑入、1千円、歳入合計、1億6,583万円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款1議会費、項1議会費、90万5千円、款2総務費、項1総務管理費、1億6,252万3千円、項2監査委員費、19万4千円、款3諸支出金、項1基金費、20万8千円、款4予備費、項1予備費、200万円、歳出合計、1億6,583万円でございます。

予算の詳細につきましては、全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第2号、令和8年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,472億2,568万1千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、医療給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1市町村支出金、項1市町村負担金、275億4,831万4千円、款2国庫支出金、項1国庫負担金、354億7,153万6千円、項2国庫補助金、140億3,529万6千円、款3県支出金、項1県負担金、123億1,615万8千円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、556億3,096万4千円、款5特別高額医療費共同事業交付金、項1特別高額医療費共同事業交付金、9,087万8千円、款6財産収入、項1財産運用収入、3,583万9千円、款7繰入金、項1基金繰入金、18億円、款8繰越金、項1繰越金、3,000万円、11ページをお願いします。

款9諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、12万円、項2預金利子、1,627万3千円、項3雑入、2億5,030万3千円、歳入合計、1,472億2,568万1千円でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款1総務費、項1総務管理費、5億4,677万6千円、款2医療給付費、項1療養諸費、1,363億420万円、項2高額療養諸費、86億2,900万円、項3その他医療給付費、1億8,600万円、款3県財政安定化基金拠出金、項1県財政安定化基金拠出金、5,883万円、款4特別高額医療費共同事業拠出金、項1特別高額医療費共同事業拠出金、1億670万7千円、款5支払基金拠出金、項1支払基金拠出金、5億2,537万7千円、款6高齢者保健事業費、項1健康保持増進事業費、7億6,515万2千円、款7基金積立金、項1基金積立金、3,583万9千円、款8公債費、13ページをお願いします。項1公債費、500万円、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3,280万円、款10予備費、項1予備費、3,000万円、歳出合計、1,472億2,568万1千円でございます。

なお、予算の詳細につきましては、全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。続きまして、17ページをお願いいたします。

議案第3号、令和7年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,479億6,081万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては、款6財産収入、項1財産運用収入、補正額、824万6千円の増で、歳入合計は、1,479億6,081万6千円でございます。

19ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款7基金積立金、項1基金積立金、補正額、824万6千円の増で、歳出合計は、1,479億6,081万6千円でございます。

なお、補正の詳細につきましては、全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。続きまして、条例議案につきましては、資料③の条例議案で御説明いたします。資料③の1ページをお願いいたします。

議案第4号、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。

改正の趣旨につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

議案第5号、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。

改正の趣旨につきましては、令和8年度及び9年度の保険料率の改定、保険料の賦課限度額の変更、被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充並びに子ども・子育て支援金制度の新設に伴いまして、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤智彦君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第5号までの、以上5件について、一括して採決いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議がありませんので、さよう取り計らいます。

なお、採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第5号までについて、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤智彦君）起立多数であります。

よって、議案第1号から議案第5号までについては、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、同意第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（遠藤彰良君）同意第1号、徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、広域連合規約第12条第5項に基づき、副広域連合長として、徳島県町村会長古川保博氏を選任いたしたく、議会の御同意を求めるものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（齋藤智彦君）お諮りいたします。

本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第1号について、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第7に先立ちまして、令和8年1月31日で、監査委員を退任されました、鳥海典昭君から御挨拶の申し出がありますので、これを許可します。鳥海典昭君。

○21番（鳥海典昭君）藍住町の鳥海でございます。

この度、監査委員を退任いたしましたので、一言御挨拶を申し上げます。

昨年2月議会におきまして、皆様方の御推挙をいただき、監査委員に就任いたしました。

野田代表監査委員をはじめ、皆様方の御協力をおもちまして、一年間、監査委員としての職務を遂行することができました。

本当にお世話になり、ありがとうございました。

また、今後とも、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は、貴重なお時間をいただき、本当にありがとうございました。

○議長（齋藤智彦君）次に、日程第7，同意第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、羽坂登志馬君の退席を求めます。

〔20番 羽坂登志馬君 退場〕

○議長（齋藤智彦君）提出者の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（遠藤彰良君）同意第2号，徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、広域連合規約第17条第1項及び第2項の規定に基づき、監査委員として、羽坂登志馬議員を選任いたしたく、議会の御同意を求めるものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（齋藤智彦君）お諮りいたします。

本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第2号について、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、羽坂登志馬君の再出席を求めます。

〔20番 羽坂登志馬君 入場〕

○議長（齋藤智彦君）ここで、選任に同意された羽坂登志馬君から、御挨拶があります。

羽坂登志馬君。

○20番（羽坂登志馬君）ただいま、議員皆様の御同意を賜りまして、監査委員に就くことになりました、北島町の羽坂でございます。

監査の重要性を深く認識し、野田代表監査委員とともに、適正な監査に努めて参りたいと思っております。

今後とも、皆様方の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤智彦君）この際、お諮りいたします。

本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤智彦君）御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会前に広域連合長から、挨拶があります。広域連合長。

○広域連合長（遠藤彰良君）閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました案件につきまして、原案どおり、御可決、御同意をいただき、誠にありがとうございました。

厚くお礼申し上げます。

今後とも、各関係機関及び県内市町村と緊密に連携、協力しながら、円滑で安定的な制度運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続き、御指導、御支援賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（齋藤智彦君）これをもちまして、令和8年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 齋 藤 智 彦

署名議員 原 井 敬

署名議員 枘 富 治